平成２６年（フ）第１１１７６号
東京都町田市本町田2424―１　公社住宅ホ７―411
破産者　須崎　眞樹
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１８３号
東京都目黒区平町２丁目20番５号
破産者　株式会社オイコス
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１８４号
神奈川県逗子市新宿３丁目４―27　ヴィラプラージュＢ棟
破産者　城　　俊晴
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１９４号
東京都小平市美園町１丁目15番８号　滝本ビル
破産者　株式会社ラフタァカンパニー
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１９６号
東京都中央区入船１丁目４番４号
破産者　有限会社岡島宏栄堂
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１９７号
東京都江東区潮見２丁目10―15―404
破産者　岡島　靖訓
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１１９８号
東京都江東区潮見２丁目10―15―404
破産者　岡島　重子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２０８号
東京都中央区月島２丁目17番10号
破産者　株式会社ＡＯＡコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２０９号
東京都江戸川区一之江８丁目８―15―702
破産者　北嶋　義行
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２４２号
東京都港区台場１－３－４―507、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂７丁目６番47号
破産者　株式会社グローコンサルタンツ
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２４３号
東京都港区台場１丁目３－４―507
破産者　中崎　峰子
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２５６号
東京都中央区銀座８丁目７番16号
破産者　銀座幸ビル有限会社
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２５７号
東京都墨田区立花２丁目19―３―102
破産者　樋口　良清
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２５９号
東京都大田区西蒲田７丁目４番６号　シティ蒲田地下１階
破産者　株式会社ＫＡＺＥ
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２６０号
新潟県長岡市宮原２丁目７―16
破産者　金山　博昭
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２７１号
埼玉県富士見市大字南畑新田405番地
破産者　有限会社ジョイコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２７２号
埼玉県坂戸市溝端町１番地　３―422
破産者　本木　秀明
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２８９号
東京都台東区蔵前２―15―５、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座５丁目11番13号
破産者　株式会社ＴＢＩ
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２９０号
東京都八王子市越野８―12　ライオンズマンション京王堀之内第３―404
破産者　権太　一樹
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３２９号
埼玉県川口市飯塚４丁目15―31―204
破産者　鈴木　俊一
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３３３号
東京都八王子市弐分方町422番地の17
破産者　有限会社ナカ電設
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３３４号
東京都八王子市大楽寺町217―５、住民票上の住所東京都八王子市弐分方町422―17
破産者　中込　恒雄
1　決定年月日　平成27年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部